

表15 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況(部局別)

平成28年3月31日現在

	常時50人以上の職員を使用する事業場			常時50人未満の職員を使用する事業場		
	事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率(%)	事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率(%)
知事及び市区町村長	4,076	420	10.3	26,741	2,159	8.1
教育委員会	4,577	166	3.6	40,371	3,367	8.3
警察	1,335	53	4.0	368	7	1.9
消防	848	77	9.1	3,049	241	7.9
公営企業	1,105	74	6.7	1,973	157	8.0
合計	11,941	790	6.6	72,502	5,931	8.2

(注) 心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)は、1年以内ごとに1回実施しなければならないこととされており、このことを規定する労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)及び労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第94号)は平成27年12月1日から施行されたため、平成28年11月30日までに第1回目のストレスチェックを実施しなければならないが、同法令の施行日から本調査の対象期間である平成28年3月31日までは4か月間であることに留意する必要がある。